

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
熊本市内宿泊教育旅行バス助成制度要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市への教育旅行を誘致するため、その経費の一部を助成することによって、本市への教育旅行による宿泊者誘致拡大を目的とするものとし、その実施についてはこの要項に定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる事業者は、国内において旅行業法の規定に基づく登録を受けている旅行者とし、助成の対象は、熊本国際観光コンベンション協会の出捐企業及び賛助会員である熊本市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものとする。

(対象期間)

第3条 助成の対象期間は、宿泊日が当該事業年度内とする。

(助成額)

第4条 助成額は、貸切バス1台につき8,000円とする。ただし、当該年度予算の範囲内にて助成を行うものとする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、宿泊日の1週間前までに交付申請書(様式第1号)及び教育旅行の行程表を代表理事に提出するものとする。
但し、やむを得ず上記申請期日を過ぎて申請する場合、遅延理由書を代表理事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 代表理事は前条の申請があったときは、旅行会社から提出された内容等を判断し決定するものとする。
2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 旅行会社は対象となった宿泊が終了した後、14日以内に宿泊実績報告書(様式第3号)を協会に対して提出することとする。

(交付額の確定)

第8条 代表理事は、前条の報告を確認の上、助成金額を確定し、交付額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の確定通知を受けた申請者は、教育旅行終了日から1ヶ月以内に助成金交付

請求書（様式第5号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

（助成金の交付）

第10条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第9条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消及び返還）

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者より、第6条第2項により交付決定を受けた教育旅行について取消す旨書面等で連絡を受けた場合。
- (2) 第7条に掲げる完了報告がなされない場合。
- (3) 第7条に掲げる完了報告の内容が第2条に掲げる要件を満たしていない場合。
- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
- (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。

2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。

3 代表理事は、当条第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第6号）より、申請者に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附則

この要項は、2019年4月1日から施行する。

この要項は、2021年6月1日から施行する。